

# 新生児マススクリーニング のお申込みにあたって

公費負担  
無料

## 新生児マススクリーニング(先天性代謝異常等検査)とは

生まれてすぐの赤ちゃんのための血液検査です。この検査では、早期に発見することで発症を予防することができる病気や、より適切な治療に結びつけることができる病気を対象としています。新生児マススクリーニングは全国の自治体で行われており、日本国内で生まれたすべての赤ちゃんが、無料で受けることができる検査です(医療機関が定める採血料等が別途必要となります)。北海道、札幌市では、「一般財団法人北海道薬剤師会公衆衛生検査センター」に委託して検査を行っています。

### 検査をお申込みの際は

検査機関が発行しているパンフレットと、このお知らせをお読みになり、「新生児マススクリーニング・実証事業申込書(同意書)」に必要事項を記入し、医療機関に提出してください。新生児マススクリーニングの実施で得られる個人情報(「個人情報保護法」にしたがって厳重に管理しています)。

### 精密検査時の保健所等への情報提供について

この検査で精密検査が必要と判断された場合、居住地を所管する保健所、保健センターへ連絡し、その後の精密検査の受診状況確認や保健指導のために、保健所、保健センター又は各市区町村の保健師等から保護者の方へ連絡させていただくことがあります。

### 追跡調査の実施について

新生児マススクリーニングの有効性を評価するために、患者が確実に発見されて適切に治療されているかどうかを確認する追跡調査を行っています。追跡調査は、精密検査医療機関などから患者の情報を収集することにより、見つかった患者の治療成績を把握します。得られた情報は、マススクリーニング事業の評価以外の目的で使用することはありません。

### 新生児マススクリーニング終了後の検体の扱いについて

検査終了後の検体は、検査機関で3年間保管後に廃棄しています。

### 制度についてのお問い合わせ先

◎北海道内(札幌市を除く)の医療機関でお生まれの赤ちゃん◎

北海道保健福祉部 子ども政策局 子ども政策企画課(母子保健) TEL:011-231-4111(内線25-792)

◎札幌市内の医療機関でお生まれの赤ちゃん◎

札幌市衛生研究所 保健科学課 TEL:011-841-7672

### 検査についてのお問い合わせ先

一般財団法人 北海道薬剤師会公衆衛生検査センター TEL:011-824-9414